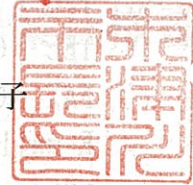


木津川市公告第 73号

木津川市観光パンフレット作成業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

平成30年6月1日

木津川市長 河井 規子



記

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 木津川市観光パンフレット作成業務
- (2) 履行期間 契約締結日から平成30年9月30日(日)まで
- (3) 委託内容 別紙「木津川市観光パンフレット作成業務企画提案仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成19年木津川市告示第115号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (5) 近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)内において、本社または営業所等の営業拠点を有すること。
- (6) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の作成実績を有していること。
- (7) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (8) 木津川市内(※)における打合せ等に出席が可能であること。

※主に木津川市役所での打合せとなるが、現地取材等の打合せを行う場合がある。